

# 高速取引行為を行う者に係る登録制等の導入に伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

## 目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表 . . . . .	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表 . . . . .	3
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表 . . . . .	4
4. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	7
5. 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	8
6. 有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	9
7. 取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表 . . . . .	10

## 業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値)</p> <p>第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 当該呼値が高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>(過誤訂正等のための売買)</p> <p>第40条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、復活のための売買（次条第2項に規定する復活のための売買をいう。）<u>及び立会外分売</u>によらずに執行することができる。</p> <p>2 前項の売買の決済は、当該顧客の<u>委託に基づく</u>売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。</p> <p>(立会外分売の値段)</p> <p>第42条 立会外分売は、<u>第41条</u>第2項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国内の他の金融</p>	<p>(呼値)</p> <p>第14条 取引参加者は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、取引参加者は、次の各号に掲げる事項を、当取引所に対し明らかにしなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (新設)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(過誤訂正等のための売買)</p> <p>第40条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、復活のための売買（次条第2項に規定する復活のための売買をいう。）<u>、立会外分売及び立会外買付</u>によらずに執行することができる。</p> <p>2 前項の売買の決済は、当該顧客の売付け又は買付けを、委託の本旨に従って執行することができた場合における決済日に行うものとする。</p> <p>(立会外分売の値段)</p> <p>第42条 立会外分売は、<u>前条</u>第2項の届出を受理した日の最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段、当該届出を受理した日が当該銘柄の配当落等の期日、株式併合後の株券の売買開始の期日、取得対価の変更期日又は行使条件の変更期日の前日である場合には、当取引所が定める基準値段。ただし、当該最終値段、最終気配値段又は基準値段で立会外分売を行うことが適当でないとき若しくは当該銘柄について、国内の他の金融商</p>

商品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めたとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

**（高速取引行為を行う者の報告事項）**

第79条の2 当取引所は、高速取引行為を行う者に対し、当取引所が定めるところにより、報告を求めることができる。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

品取引所で同時に立会外分売を行う場合において当取引所が必要があると認めたとき又は届出を受理した日に最終値段（当取引所が定めるところにより気配表示された最終気配値段を含む。）がないときは、当取引所がその都度定める値段）と当該値段からその10パーセント相当額を減じた値段の範囲内の、当該分売を委託した顧客が指定した値段で、当取引所が適当と認める値段（以下「分売値段」という。）により行うものとする。

（新設）

## 取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(受託に係る適切な措置)</u></p> <p><u>第25条の2 取引参加者は、顧客から当取引所の市場における高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係る有価証券の売買の委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。以下この条において同じ。）を受けた場合には、当取引所が当該顧客に対して行う要請に当該顧客が応じるよう適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、前項の顧客が取次者（取引参加者に有価証券の売買の委託をした顧客が、金融商品取引業者である場合であって、当該委託が取引参加者に対する有価証券の売買の委託の取次ぎによるものであるときの当該顧客をいう。）である場合について準用する。この場合において、「当該顧客」とあるのは、「当該顧客に当取引所の市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託の取次ぎを申し込んだ顧客」と読み替えるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

## 受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条及び第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 当該委託が高速取引行為（法第2条第41項に規定する高速取引行為をいう。以下同じ。）に係るものであるときは、その旨</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、取引規制府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し<u>指示するものとする。</u></p> <p>5 <u>顧客は、高速取引行為に係る有価証券の売買を委託する場合には、その都度、取引所が別に定める高速取引行為に係る取引戦略の別を、取引参加者に対し指示するものとする。</u></p> <p><u>(高速取引行為を行う者としての登録等に係る提出等)</u></p> <p><u>第54条 顧客（高速取引行為を行う者（取引参加者を除く。）に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、登録等した者の商号、名称又は氏名が確認できる証拠の写しを取引所に速やかに提出するものとする。</u></p> <p>2 <u>顧客は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める取引所と連絡を行う者に関する事項を取引所に速やかに届け出るものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該顧客が高速取引行為者（法第2条第42項に規定する高速取引行為者をいう。以下同じ。）であり、かつ、外国法人である場合</u>  <u>国内における代表者又は国内における代理人（法66条の53第5号ハに規定する国内における代表者又は国内における代理人をいう。）の氏名及び住所等</u></p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託（次条及び第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。）をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 顧客は、第1項第8号の指示を行う空売りを委託する場合には、取引規制府令第15条第1項各号に規定する取引であるか否かの別を、取引参加者に対し<u>明らかにするものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(2) 当該顧客が高速取引行為者であり、かつ、外国に住所を有する個人である場合

国内における代理人（法66条の53第6号ロに規定する国内における代理人をいう。）の氏名及び住所等

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合

取引所と連絡をする上で適切な者の氏名及び住所等

3 顧客は、高速取引行為を行う者としての登録等の完了後、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類等の写しを取引所に遅滞なく提出するものとする。 (新設)

了後、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類等の写しを取引所に遅滞なく提出するものとする。

(1) 当該顧客が金融商品取引業者である場合

法第29条の2第2項第2号に規定する業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

(2) 当該顧客が登録金融機関である場合

法第33条の3第2項第2号に掲げる書類

(3) 当該顧客が取引所取引許可業者である場合

法60条の2第3項第2号に掲げる書面

(4) 前各号に掲げる場合以外の場合

法66条の51第2項第2号に掲げる書類及び同項第4号に掲げる書類のうち業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

4 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、当該顧客に取引所の開設する取引所金融商品市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託の取次ぎを申し込んだ顧客（以下「取次者顧客」という。）が当該取次者顧客に係る第1項に規定する証拠の写しの提出、第2項各号に定める事項の届出及び前項各号に定める書類等の写しの提出を取引所に対して行うよう適切な措置を講じなければならない。 (新設)

客に取引所の開設する取引所金融商品市場における高速取引行為に係る有価証券の売買の委託の取次ぎを申し込んだ顧客（以下「取次者顧客」という。）が当該取次者顧客に係る第1項に規定する証拠の写しの提出、第2項各号に定める事項の届出及び前項各号に定める書類等の写しの提出を取引所に対して行うよう適切な措置を講じなければならない。

(高速取引行為を行う者に対する要請)

第55条 顧客（高速取引行為を行う者に限る。以下この項において同じ。）は、法第85条の5第2項の規定により自主規制業務とみなされた業務のうち、取引所金融市場における有価証券の売買の内容の審査に関する業務においては、当取引所が当該顧客に対して行う要請に応じなければならない。 (新設)

2 顧客が取次者である場合には、当該顧客は、法第85 (新設)

条の5第2項の規定により自主規制業務とみなされた  
業務のうち、取引所金融市場における有価証券の売買  
の内容の審査に関する業務においては、当取引所が取  
次者顧客に対して行う要請に当該取次者顧客が応じる  
よう適切な措置を講じなければならない。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

## 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(高速取引行為に係る取引戦略の区分)</u></p> <p><u>第15条 業務規程第14条第1項第7号に規定する高速取引行為に係るものである旨は、当取引所が別に定める高速取引行為に係る取引戦略の別を区分して明らかにしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>



## 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(1)の2 (略)</p> <p><u>(1)の3 法第31条第2項の規定に基づく登録（法第29条の2第1項第7号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき。</u></p> <p>(2)～(27) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(1)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(27) (略)</p>

## 有価証券の売買等の審査に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(審査のための資料等の請求)</p> <p>第4条 当取引所は、<u>第2条各号に掲げる有価証券の売買等</u>について審査を行うため必要があると認めたときは、取引参加者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>当取引所は、第2条各号に掲げる有価証券の売買等について審査を行うため必要があると認めたときは、法第2条第41項に規定する高速取引行為を行う者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。</u></p> <p>(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)</p> <p>第7条の2 当取引所は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、<u>法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為</u>（以下「内部者取引等」という。）に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(審査のための資料等の請求)</p> <p>第4条 当取引所は、<u>前条各号に掲げる有価証券の売買等</u>について審査を行うため必要があると認めたときは、取引参加者に対し、口頭若しくは文書等による報告又は資料の提出を請求するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(上場有価証券の発行者等に対する点検要請等)</p> <p>第7条の2 当取引所は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関し、上場有価証券の発行者又はその子会社の役員、代理人、使用人その他の従業者の行為が、<u>金融商品取引法第166条第1項若しくは第167条第1項の規定により禁止される取引又は第167条の2の規定により禁止される行為</u>（以下「内部者取引等」という。）に該当する又は該当する疑いがあるとして行政庁により課徴金納付命令の勧告、告発その他の措置がなされた場合において必要があると認めたときは、当該上場有価証券の発行者に対し、その会社情報に係る不公正取引の防止のための社内体制について、再点検を実施するよう求めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>

## 取引参加者における注文管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(注文の発注制限)</p> <p>第4条 取引参加者は、当取引所の市場において注文を発注するに当たり、<u>前条第1項各号に掲げる事項及び取引参加者の資力を踏まえ、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 一定の時間における注文の数量又は金額の合計が一定の数量又は金額以上となる注文等の発注を防止するために適切と認められる制限</u></p> <p>(注文発注システム等による対応)</p> <p>第6条 取引参加者は、第4条第1号及び第2号に掲げる制限を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとし、<u>同条第3号に掲げる制限を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステム又は適切と認められる方法により実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>(注文の発注制限)</p> <p>第4条 取引参加者は、当取引所の市場において注文を発注するに当たり、次の各号に掲げる制限を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注文発注システムによる対応)</p> <p>第6条 取引参加者は、第4条各号に掲げる制限を当該取引参加者が使用する注文発注に係るシステムにより実施するものとする。</p>